

次の宅地建物取引業者（以下「業者」という。）について事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定によって、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該業者から申出がないときは、同項の規定によって、当該業者の免許を取り消す。

平成二十七年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

商号 又は 名称	代表者 氏 名	宅地建物取引業者名簿に登載 されている事務所の所在地
アール・アイ・トレーディング株式会社	本山 信幸	広島市中区平野町二番三一号
ひよこ不動産	宮村 貞子	広島市東区愛宕町八番三十八号